

第420回
令和6年度第1回北海道地方最低賃金審議会
議事録

令和6年7月3日

北海道労働局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和6年7月3日（水）13：25～13：57

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、蛭川委員
労働者委員 入江委員、金子委員、藤田委員、山田委員、渡辺委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、久郷委員、中畑委員、馬込委員

【事務局】 労働局長、労働基準部長、賃金室長、室長補佐、
賃金指導官、最低賃金係長

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定にかかる諮問について
- (2) 北海道最低賃金審議会第1回運営小委員会の報告について
- (3) 北海道最低賃金審議会専門部会委員の推薦公示について
- (4) 関係労使の意見聴取に係る公示及び実施について
- (5) 特定最低賃金の意向表明状況について
- (6) その他

5 議事内容

○賃金室長

これより令和6年度第1回北海道地方最低賃金審議会を開催したいと思います。本日は北海道地方最低賃金審議会委員全員の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が17名と取材のため2社の記者の方がいらっしゃいますことをご報告いたします。

審議に入る前に、第50期の北海道地方最低賃金審議会委員については資料No.1のとおりとなっておりますが、委員の交代がありましたので新たに任命され今回初めての審議会出席となります委員をご紹介したいと思います。ご紹介いたします委員の方々一言ご挨拶をお願いいたします。

まず労働者代表委員としまして、入江委員でございます。

○入江委員

お疲れ様です。フード連合北海道地区協議会議長を務めています入江と申します。これからどうぞよろしくお願いします。

○賃金室長

続きまして、同じく労働者代表委員の渡辺委員です。

○渡辺委員

はい、お疲れ様です。日本郵政グループ労働組合北海道地方本部で執行委員をしています渡辺と申します。これからよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

続きまして、使用者代表委員、池田委員です。

○池田委員

皆さん、こんにちは。この度、委員になりました北海道経済連合会の池田と申します。よろしくお願ひいたします。

○賃金室長

同じく使用者代表委員の久郷委員でございます。

○久郷委員

久郷でございます。日糧製パンから参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○賃金室長

続いて使用者代表委員、馬込議員でございます。

○馬込委員

北海道中小企業団体中央会の馬込でございます。よろしくお願ひいたします。

○賃金室長

それでは、審議会の議事進行を亀野会長にお願ひいたします。

○亀野会長

はい、それでは議事を進めたいと思います。会長の亀野です。今年度もよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますが、審議に先立ちまして北海道最低賃金審議会運営規程第7条に基づきまして議事録を作成することとなっておりますが、会長と労働者代表委員および使用者代表委員から各1名が署名することとなっております。本日の議事録署名委員として労働者代表委員から入江委員、使用者代表委員から池田委員を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○亀野会長

それでは議事次第（1）「北海道最低賃金の改定決定にかかる諮問について」でございます。

令和6年度における北海道最低賃金の改正について、北海道労働局長より諮問がなされると伺っております。よろしくお願ひいたします。

○室長補佐

それでは、事務局より諮問文内容を読み上げさせていただいた後、局長より亀野会長へ諮問文をお渡しいたします。

各委員の皆様には諮問文写しを配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

北労基発0703第1号 令和6年7月3日

宛 先：北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野淳 殿

発信者：厚生労働省北海道労働局長 三富 則江

標題：最低賃金の改定決定について（諮問）

「最低賃金法第12条に基づき、北海道最低賃金の改定決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配意し、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえた貴会の調査審議をお願いする。」

以上でございます。

○室長補佐

労働局長より亀野会長へ諮問文をお渡し願います。

労働局長から亀野審議会会長に「諮問文」手交

○労働局長

どうぞよろしくお願ひいたします。

○亀野会長

続いて、北海道労働局長より挨拶があると伺っております。局長、よろしくお願ひいたします。

○労働局長

ただいま、令和6年度の北海道最低賃金の改定につきまして、北海道地方最低賃金審議会に対して諮詢させていただきました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の回復傾向や物価の上昇、人手不足等を背景に、賃金引き上げへの期待が高まるなど、地方最低賃金審議会の運営にも様々な影響があるなかで答申を行っていただき、地域別最低賃金が40円の引き上げとなりました。

昨年度の答申に際しましては、本審議会より「中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備及び生産性の向上への支援及び官公需における対応を含めた取引条件の改善、下請け取引の適正化への取り組み、業務改善助成金の申請・報告にかかる手続きの簡素化等」についてのご要望をいただいたところです。

私ども北海道労働局におきましては、賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業・小規模事業者における生産性向上の取り組みを支援するため、北海道働き方改革推進支援センターによる相談支援、業務改善支援金等の活用促進、賃金引き上げの参考となるウェブサイト（賃金引き上げ特設ページ）の周知を図るとともに、下請け業者の取引環境が賃上げを阻害している事案を把握した場合には、その適正化を図るべく、関係機関と連携して取り組んでいるところです。引き続き、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、働き方改革推進支援センターが一体となり、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援してまいりますので、委員の皆様方にはご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

また、今年度におきましては、賃金と物価の好循環を実現しようとする社会的気運を背景として、春季労使交渉の賃上げ率は高い伸び率となっており、政府方針では、この賃上げの流れを、非正規労働者や中小企業にも波及させることを目指しております。

こうした中で、令和6年6月21日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024（いわゆる骨太の方針）」におきまして、

『最低賃金については、昨年全国加重平均1,004円となり、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。今後も公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ね、2030年代半ばまでに「全国加重平均1,500円」となることを目指す目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引き上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組み、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど地域間格差の是正を図る。』とされたところでございます。

一方で、北海道については、経済情勢は緩やかに持ち直しており、人手不足感も底堅い状況が続いておりますが、ハローワークの新規求人数は対前年同月比で15カ月連続して減少するなど、雇用情勢には持ち直しの動きにやや弱さが

見られる状況となっております。

このような状況下でのご審議となります。最低賃金の法定の三要素に基づき、北海道における情勢を把握し、北海道特有の賃金状況や経済状況等を踏まえて十分に公・労・使でご議論いただきますようお願ひいたします。私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○亀野会長

はい、ありがとうございました。

ただいま北海道最低賃金の改定の諮問を受け、局長からご挨拶をいただきました。

当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にしつつ、これまでの当審議会における議論を踏まえて令和6年度北海道最低賃金の改正について審議していくことといたします。

円滑な審議ができるよう、委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

○亀野会長

それでは次に、「議事次第（2）「北海道地方最低賃金審議会第1回運営小委員会の報告について」でございます。事務局より報告をお願ひいたします。

○賃金室長

令和6年6月10日、月曜日に第1回運営小委員会を開催しております。審議会の開催日程等を協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。報告書につきましては、各委員に別添資料として配布しておりますので、確認をお願ひいたします。

まず一つ目です。北海道地方最低賃金審議会の開催日程についてです。これにつきましては、委員の皆様から日程確認を行った結果をもって次のとおりとなりましたので、調整をお願ひいたします。

第2回の審議会、令和6年7月29日、月曜日、13時30分から予定されており、内容につきましては、中央の目安の伝達を予定しております。

第3回、令和6年8月5日、月曜日、13時30分からにつきましては答申をしていただくという予定であります。

第4回につきまして、これは異議申し出にかかる異議審です。これが8月21日、水曜日、10時からと、答申が一日ずれますと異議審も一日ずれますので、各々予備日として翌日を押さえております。

二点目です。北海道特定最低賃金専門部会についてにございます。昨年度、4業種の特定最近専門部会につきましては、各々会議を開催していたのですが、今年度は第1回目につきましては、4業種合同で実施するよう調整を行うこととなりました。

三点目、北海道地方最低賃金審議会の事業場実地視察についてにございます。コロナ禍でここ数年間実施を見送っておりましたが、本年度は実施の方向で調整するということになりましたので、調整および参加の方をお願いいたします。

四点目、北海道地方最低賃金審議会専門部会の公開についてにございます。これ、昨年度も話し合った内容なのですけれども、昨年度同様に第1回目については公開にて開催するということになっております。

五点目です。北海道特定最低賃金のうち「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」について、令和6年4月の日本産業分類の改定によりまして「糖類製造業」に変更がありました。「糖類製造業」が「砂糖・でんぶん糖類製造業」となりましたが、適用される事業場に北海道内で変更はないことが確認されましたので、改定公示の際に名称が「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぶん糖類製造業」に変更となることを事務局より説明しております。

最後六点目でございます。特定最低賃金の改定にあたっての関係労使の意見聴取についてですが、これにつきましては昨年同様に実施しない方向ということになりました。

以上について報告いたします。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より第一回運営小委員会の報告がありましたが、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○亀野会長

それでは議事次第（3）に移りたいと思います。議事次第（3）「北海道最低賃金専門部会委員の推薦公示について」でございます。これにつきましても、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

本日、最低賃金改正の諮問がなされたことに伴いまして、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、最低賃金改定にかかる具体的な調査審議を行う専門部会を設置することとなります。

専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条1項に基づき、9名以内で構成することとなるため、従前どおり公労使それぞれから3名の計9名で構成したいと考えております。

そこで、労働者及び使用者を代表する専門部会委員の推薦公示を本日の審議会終了後に行い、7月16日、火曜日で公示を締め切り、その後早急に任命した

いと考えております。

なお、第1回専門部会につきましては、例年どおり関係労使の意見聴取を実施したいと考えております。

事務局からは以上となります。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、あるいはご質問ござりますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい

○亀野会長

それでは、事務局は、本審議会終了後に専門部会委員の推薦公示を行い、7月16日、火曜日、公示締切りという日程で進めてください。

○亀野会長

続きまして、議事次第の（4）でございます。「関係労使の意見聴取にかかる公示及び実施について」でございます。

これも事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取手続きについて、本日の審議会終了後に公示を行い、委員の締切り同様、7月16日、火曜日を公示締切りとして事務手続きを進めたいと考えております。

先ほどの説明のとおり、関係労使からの意見聴取が必要となった場合は、例年どおりとなりますが、第1回の専門部会での実施を予定しております。

以上でございます。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

この点につきましても、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○亀野会長

それでは、事務局は本審議会終了後に公示を行いまして、7月16日、火曜日公示締切りという日程で進めてください。

よろしくお願ひいたします。

○亀野会長

次に議事次第の（5）「特定最低賃金改定の意向表明状況について」でございます。事務局よりご説明をお願ひいたします。

○賃金指導官

資料No.5をご覧ください。

北海道においては、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」の4業種について特定最低賃金が定められています。そのすべての業種において改定の意向表明が出されている状況です。

特定最低賃金改定の申出がございましたら、その内容について速やかに申出書等の審査確認を行ってまいります。

今後の流れといいたしましては、7月29日開催予定の第2回審議会において改正の必要性の有無の諮問を行い、8月5日開催予定の第3回審議会において改正の必要性の有無の答申を受け、改正の必要があれば諮問するという流れになります。以上でございます。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。

特定最低賃金の意向表明状況ということで、ただいまの事務局の説明につきまして、これもご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

はい

○亀野会長

それでは、次は最後に議事次第の（6）「その他」についてでございます。

事務局より、最新の中央での動き等につきまして、情報がありましたら説明をお願ひいたします。

○室長補佐

令和6年6月21日、金曜日に開催されました、第68回中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣により諮問がなされ、引き続き第1回目安に関する小委

員会が開催されております。目安に関する審議についてはこれからとなっておりますが、開催予定としまして第2回を7月10日、水曜日、第3回を7月18日、木曜日、第4回を7月23日、火曜日となっております。

あくまで予定ですので、多少ずれ込むこともあると思いますが、例年の状況からも週末となる7月26日、金曜日までには目安が示されるものと予想しております。

なお、今後、中央からの情報がありましたら、委員の皆様と共有させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。中央の状況につきましてご説明いただきました。これにつきましても、ご意見ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。逆に、皆さん方が持っている情報とかございませんか。はい、わかりました。

○亀野会長

それでは次です。本日の審議会の資料につきまして、かなり資料がたくさんありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金指導官

はい、ご説明いたします。ご覧の通りなのですけれども、資料1は審議会議員の名簿、資料2には公示日別最短効力発生予定、資料3は昨年度の北海道の最低賃金の改正決定についての答申、資料4は、各二年度分の審議会の開催状況でございます。資料5は、特定最低賃金の改正に係る申し出の意向表明状況でございます。資料6は各団体からの要請、資料7は市町村議会からの北海道最低賃金に関する意見書受付の一覧表でございます。資料8は、連合さんが6月5日に公表しました、2024年春季生活闘争の回答集計結果、資料9は、経団連が6月13日に公表しました、2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況ございます。資料10は経団連が公表しました5月31日付の2024年事業方針でございます。資料11は昨年度の特定最低賃金の改正決定についての答申でございます。資料12は北海道最低賃金のリーフレット、資料13、14は北海道最低賃金、地域別最低賃金と特定最低賃金額の推移でございます。資料15は厚生労働省が公表しております賃金引上げ等の実態に関する調査の概況、資料16は北海道労働局が公表しております雇用失業情勢、レイバーレターでございます。資料17は北海道財務局が令和6年4月に公表した管内の経済情勢報告、資料18は北海道経済産業局が本年6月20日に公表しました最近の管内経済概況、資料19は日銀札幌支店が本年5月29日に公表しました北海道金融経済概況、資料20は北海道財務局が本年6月13日に公表しております法人企業景気予測調査、資料21は

独立行政法人中小企業基盤整備機構が本年3月に公表しました中小企業景況調査、資料22は日本商工会議所が本年6月5日に公表しました中小企業の賃金改定に関する調査の集計結果でございます。

次に、資料No.23から25にかけましては、最低賃金の引き上げを受けて賃上げに取り組む中小企業、小規模事業者への各種支援事業にかかるリーフレットです。資料26、27は北海道最低賃金審議会運営規程と運営小委員会規程をつけてございます。

参考資料の中央最低賃金審議会第1回目安小委員会資料につきましては、紙媒体での資料の配布はございません。当該資料が掲載しております厚生労働省ホームページのアドレスをご案内とさせていただいております。お配りしました資料は以上となります。

なお、今回の審議会資料につきましては、審議会開催前に事前に北海道労働局のホームページへ掲載をしております。

今後も事前に審議会資料が閲覧可能となるように、審議会開催前に北海道労働局のホームページへ掲載を予定しております。以上になります。

○亀野会長

はい、ありがとうございます。少し駆け足でしたが、先ほどの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。

はい。山田委員お願いします。

○山田委員

一件質問でございます。資料No.13になりますが、平成13年から15年にかけてということになりますが、改定の発効年月日が平成13年10月1日、翌年、翌々年が改定金額据え置きといいますか、そのままスライドしているかなというふうに思いますが、翌年14年度に関して、発効日が14年10月1日ということになっております。これが、日額がここからなくなったから14年になったのか、それとも本来時間額で考えますと13年10月1日がそのまま14年度15年度に普通は発効日になるのではないかということだと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○賃金室長

まず一点目の平成14年度ですね。14年に関しては先ほど言わわれたように日額がなくなったということなので、14年の10月1日ということで発効という形をとっております。翌年については改定がありませんでしたので、同じ14年の10月1日が発効年月日となると考えております。以上です。

○亀野会長

はい、よろしいでしょうか。

○山田委員

　はい。

○亀野会長

つまり、14年度は本来であれば改定がないのだけれど、日額がなくなったということで改定したという、そういう扱いになったという、そういう理解でよろしいですか。はい、わかりました。ほか、いかがでしょうか。せっかくの機会ですから。よろしいですか。

　はい。それでは、最後に次回の第2回本審についての確認になります。

次回は目安の伝達を受けるということになりますが、事務局ではどのような予定になっているかお願いいたします。

○賃金室長

現時点におきまして、目安の伝達がいつできるかということは明確にはなっておりません。先ほどご説明したように、中央の目安小委員会の方の結果になります。ただし、先ほどの中央の情勢及び例年の状況から7月下旬には目安は伝達できるというふうに見込んでおりますので、事務局といたしましては、先ほど申しました7月29日、月曜日、開催の第2回本審で目安が伝達できるというふうに考えております。ただし、数年前に一度、目安の決定が間に合わなかったことがありまして、その時本審で伝達できないということがありましたが、今回につきましても、万が一、中央最低賃金審議会の目安答申の日程が大きく後ろにずれ込んだ場合には、新たな日程調整もしくは伝達方法について検討させていただきたいと考えております。そうなりましたら、皆様にも日程調整等よろしくお願ひしたいと思います。

　事務局からは以上になります。

○亀野会長

　はい、ありがとうございます。

事務局からの説明どおり、今の時点でということですが、7月29日の月曜日開催の第2回本審で目安の伝達を受けるとしてよろしいでしょうか。

○各委員

　はい

○亀野会長

　はい、ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは目安答申次第ということになってしまいますが、現時点におきましては、第2回本審を7月29日の月曜日、午後1時30分から合同庁舎7階会議室におきまして開催いたします。

日程の確保と今後の円滑な審議運営にご協力をお願いいたします。

以上でございますが、委員の方何かござりますでしょうか。特にございませんか。

はい、それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

以上